

記載例

無線局を承継・譲渡・相続したい場合〈包括登録〉

合併・分割による**承継後**の法人、又は
事業譲渡による**事業譲渡後**の法人が
提出すること
個人の場合は、相続のみ可能。

提出する日又は投函する日を記入してください

登録局登録承継届出書

令和7年10月1日

関東 総合通信局長 殿

収入印紙貼付欄

登録事項証明書の交付請求手数料

480 円

割印不要

※ 印紙税納付計器での納付はできません。

電波法第27条の27第1項の規定により、登録局の登録人の地位を承継したので、同条第2項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

また、上記の届出に併せて、電波法第27条の23の規定により、登録記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。

記

1 届出者

【法人】
法人名（商号）、
代表者の役職及び氏名

【個人】
個人名 ※相続の場合のみ

※団体の場合は、承継手続きは
できません。

都道府県—市区町村コード

〒（ 102 — 8795 ）

東京都千代田区九段下1-2-1

フリガナ カントウソウゴウツウシカブシカイシャ

ダイエョウトリシマリヤクシャチョウ カントウ タロウ

関東総合通信株式会

代表取締役社長 関東 太郎

地位を承継した者の氏名及び住所を記入する。
法人の場合は必ず登記されている本社（本店）
住所で記入すること。
工場・支店等では受付不可。

2 承継に係る登録局

現在登録を受けている登録人の内容を記載。

① 登録の番号	関括K第〇〇〇〇号
② 登録人の住所	都道府県—市区町村コード [] 〒（ 102 — 0072 ） 東京都千代田区飯田橋999
③ 登録人の氏名又は名称	フリガナ ソウムセンカブシカイシャ 総務無線株式会社
④ 登録人の代表者氏名	フリガナ ソウム タロウ 代表取締役社長 総務 太郎
⑤ 承継の理由	例 ・合併（又は分割）による ・事業の譲渡による ・相続による

⑥ 承継の期日	令和〇年〇月〇日
---------	----------

添付する証明書類のいずれかを
チェックしてください
※添付書類は必須です。

3 添付書類

☒登録人の地位を承継した事実を証する書面

☐登録人の地位を承継することができる者が2人以上ある場合において、その協議により、登録人の地位を承継すべき者を定めたときは、他の登録人の地位を承継することができる者がこれに同意した事実を証する書面

4 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ カントウツウシンカブシカイシャ ムセンブ ムセンカ シンセイタントウ クダシナミ
	関東通信株式会社 無線部 無線課 申請担当 九段みなみ
電話番号	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (携帯 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇)
電子メールアドレス	〇〇〇〇@〇〇

申請内容に関する問い合わせ先を記入してください。
※日中連絡が可能な連絡先を必ず記載してください。